議第23号

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年呉市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線で示すように改正する。

<u> </u>	
改正前	改正後
(組織)	(組織)
第4条 法第7条ただし書の規定に基づき,	第4条 法第7条ただし書の規定に基づき,
水道事業等及び下水道事業を通じて上下水	水道事業等及び下水道事業に管理者を置か
道事業管理者(以下「管理者」という。)	<u>ないものとする。</u>
<u>1人を置く。</u>	
2 法第14条の規定に基づき、管理者の権	2 法第14条の規定に基づき、管理者の権
限 <u>に属する</u> 事務を処理させるため、上下水	限を行う市長(以下「管理者」という。)
道局及び附属機関を置く。	<u>の</u> 事務を処理させるため、上下水道局及び
	附属機関を置く。
3 略	3 略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (呉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 2 呉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成29年呉市 条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において,次の各号に掲げ	第2条 この条例において、次の各号に掲げ
る用語の意義は、当該各号に定めるところ	る用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。	による。
(1) 略	(1) 略
(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。	(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。
ア 市長その他の執行機関その他法律の	ア 市長その他の執行機関その他法律の
規定に基づき本市に置かれる機関若し	規定に基づき本市に置かれる機関若し

くは上下水道事業管理者又はこれらに 置かれる機関

イ略

(3) ~ (10) 略

くは上下水道事業の管理者の権限を行 う市長又はこれらに置かれる機関

イ略

(3) ~ (10) 略

(呉市情報公開条例の一部改正)

呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 この条例において,次の各号に掲げ
る用語の意義は、当該各号に定めるところ	る用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。	による。
(1) 実施機関 市長, 公営企業管理者, 消	(1) 実施機関 市長 (公営企業の管理者の
防長,教育委員会,選挙管理委員会,監	権限を行う場合を含む。),消防長,教
查委員, 公平委員会, 農業委員会, 固定	育委員会,選挙管理委員会,監査委員,
資産評価審査委員会及び議会をいう。	公平委員会,農業委員会,固定資産評価
	審査委員会及び議会をいう。
(2) • (3) 略	(2) • (3) 略

(呉市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

4 呉市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年呉市条例第30号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

改正前

(個人情報取扱事務の登録)

消防長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監 查委員,公平委員会,農業委員会,固定資 産評価審査委員会及び財産区(呉市財産区 管理会条例(平成17年呉市条例第50 号)第2条第1項に規定する財産区をい う。)をいう。以下同じ。)は、保有個人 情報を取り扱う事務であって, 個人情報フ アイルを使用するもの(以下「個人情報取 扱事務」という。) について, 個人情報取 扱事務登録簿(以下「登録簿」という。) を作成し、一般の閲覧に供しなければなら ない。

改正後

(個人情報取扱事務の登録)

第3条 実施機関(市長、公営企業管理者、第3条 実施機関(市長(公営企業の管理者 の権限を行う場合を含む。),消防長,教 育委員会,選挙管理委員会,監查委員,公 平委員会,農業委員会,固定資産評価審查 委員会及び財産区(呉市財産区管理会条例 (平成17年呉市条例第50号)第2条第 1項に規定する財産区をいう。)をいう。 以下同じ。)は、保有個人情報を取り扱う 事務であって,個人情報ファイルを使用す るもの(以下「個人情報取扱事務」とい う。)について、個人情報取扱事務登録簿 (以下「登録簿」という。)を作成し,一 般の閲覧に供しなければならない。

 $(6) \cdot (7)$

(呉市行政手続条例の一部改正)

5 呉市行政手続条例(平成10年呉市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

<u> </u>	
改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 この条例において,次の各号に掲げ
る用語の意義は、当該各号に定めるところ	る用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。	による。
(1) ~(4) 略	(1) ~(4) 略
(5) 市の機関 地方自治法第2編第7章の	(5) 市の機関 地方自治法第2編第7章の
執行機関として市に置かれる各機関若し	執行機関として市に置かれる各機関若し
くは地方公営企業法 <u>第7条</u> の規定により	くは地方公営企業法 <u>第8条第2項</u> の規定
市に置かれる公営企業の管理者若しくは	により公営企業の管理者 <u>の権限を行う市</u>
これらに置かれる機関又はこれらの機関	<u>長</u> 若しくはこれらに置かれる機関又はこ
の職員であって法令により独立に権限を	れらの機関の職員であって法令により独
行使することを認められた職員をいう。	立に権限を行使することを認められた職
	員をいう。

(呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

6 呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年呉市条例 第82号)の一部を次のように改正する。

(6) • (7) 略

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線で 示すように改正する。

改正前 改正後 (指定管理者の指定の申請) (指定管理者の指定の申請) 第2条 指定管理者の指定を受けようとする 第2条 指定管理者の指定を受けようとする 法人その他の団体(以下「団体」とい 法人その他の団体(以下「団体」とい う。)は、市長、上下水道事業管理者又は う。)は、市長(公営企業の管理者の権限 を行う場合を含む。) 又は教育委員会(以 教育委員会(以下「市長等」という。)が 指定する期間内に,次に掲げる書類を添え 下「市長等」という。) が指定する期間内 て, 市長等に当該申請をしなければならな に,次に掲げる書類を添えて,市長等に当 該申請をしなければならない。 11 (1) ~ (4) 略 (1) ~ (4) 略

(呉市職員定数条例の一部改正)

7 呉市職員定数条例(昭和24年呉市条例第70号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で

示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 この条例で職員とは,市長, <u>上下水</u>	第1条 この条例で職員とは、市長、上下水
道事業管理者,議会,選挙管理委員会,監	<u>道事業</u> ,議会,選挙管理委員会,監査委
査委員,農業委員会,教育委員会(学校そ	員、農業委員会、教育委員会(学校その他
の他の教育機関を含む。次条において同	の教育機関を含む。次条において同じ。)
じ。)及び公平委員会の事務部局に常時勤	及び公平委員会の事務部局に常時勤務する
務する一般職の職員(臨時的に任用される	一般職の職員(臨時的に任用される者を除
者を除く。)をいう。	く。)をいう。
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりと	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりと
する。	する。
(1) 略	(1) 略
(2) 上下水道事業管理者の事務部局の職員	(2) 上下水道事業の事務部局の職員 19
195人	5 人
$(3) \sim (8)$ 略	(3) ~(8) 略

(呉市の公務員倫理に関する条例の一部改正)

8 呉市の公務員倫理に関する条例(平成18年呉市条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<u> </u>	
改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 この条例において、次の各号に掲げ
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め
るところによる。	るところによる。
(1) 市長等 市長, 副市長, 企業管理者及	(1) 市長等 市長 <u>(公営企業の管理者の権</u>
び教育長をいう。	<u>限を行う場合を含む。)</u> , 副市長及び教
	育長をいう。
$(2) \sim (7)$ 略	(2) ~(7) 略

(呉市特別職員給料給与条例の一部改正)

9 呉市特別職員給料給与条例(昭和24年呉市条例第12号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 次に掲げる職員(以下「特別職員」	第1条 次に掲げる職員(以下「特別職員」
という。)に対して支給すべき給料につい	という。)に対して支給すべき給料につい
ては、この条例の定めるところによる。	ては、この条例の定めるところによる。
(1) • (2) 略	(1) • (2) 略

(3) 企業管理者	
<u>(4)</u> 略	<u>(3)</u> 略
第2条 特別職員の給料月額は、次のとおり	第2条 特別職員の給料月額は、次のとおり
とする。	とする。
(1) • (2) 略	(1) · (2) 略
(3) 企業管理者 740,000円	
(4) 略	(3) 略

(呉市旅費条例の一部改正)

10 呉市旅費条例(昭和26年呉市条例第94号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

示すよりに以上する。																				1		
改正前													改正	後								
別	別表(第8条、第9条、第9条の2、第1万							別	表	(第8	8条,	第	9条	, <i>\frac{\xi}</i>	第:	9 身	€ 0	2	, É	第 1		
О	条	,第119	条, 第1	2条	E, É	育 1	4	条,	第	О	条	,第二	1 1 🕯	柒,	第 1	2 🕏	条,	身	等 1	4	条,	第
1	5 🕏	条関係)								1	5 🕏	条関係	Ŕ)									
	等	区分	鉄道賃	舟	胎航	車	日	宿			等	区分		鉄	道賃		船	航	車	日	宿	
	級			1	重空	賃	当	泊			級						賃	空	賃	当	泊	
					賃		(料										賃		(料	
							1	(1	(
							日	1												日	1	
							に	夜												に	夜	
							つ	に												つ	に	
							き	つ												き	つ	
)	き)	き	
))	
	1	市長,副	旅客	運力	旅実	実	3	1			1	市長	,副	旅	客	運	旅	実	実	3	1	
	等	市長,企	賃, 普	通名	客 費	費	,	4			等	市長	,教	賃	, 普	通	客	費	費	,	4	
		業 管 理	急行料	·金j	軍		0	,				育長		急	行 料	金	運			0	,	
		<u>者</u> , 教育	又は特	別	貢		0	8						又	は特	別	賃			0	8	
		長	急 行	料】	及		0	0						急	行	料	及			0	О	
			金,特	: 別で	バ		円	0						金	,特	別	び			円	О	
			車両料	金牛	寺			円						車	両 料	金	特				円	
	2	その他の	及び座	席	引		B	略			2	その	他の	及	び座	席	別			B	佫	
	等	職員	指 定	料点	沿						等	職員		指	定	料	船					
			金。た	だ	室									金	。た	だ	室					
			し, 特	別	斗									L	,特	別	料					
			急行料	金	金									急	行 料	金	金					
			は特別	急										は	特別	急						
			行列車	を										行	列 車	を						

運行する	運 行 す る						
線路で片	線路で片						
道 1 0 0	道 1 0 0						
キロメー	キロメー						
トル以上	トル以上						
の場合に	の場合に						
支給し,	支給し、						
普通急行	普通急行						
料金は片	料金は片						
道 5 0 キ	道 5 0 キ						
ロメート	ロメート						
ル未満,┃	ル未満,						
特別車両	特別車両						
料金及び	料金及び						
座席指定	座席指定						
料金は片	料金は片						
道 1 0 0	道 1 0 0						
キロメー	キロメー						
トル未満	トル未満						
の場合は	の場合は						
支給しな	支給しな						
l l l l l l l l l l l l l l l l l l l	l l l l l l l l l l l l l l l l l l l						
備考略備考略							

(呉市特別職員退職手当支給条例の一部改正)

11 呉市特別職員退職手当支給条例(昭和33年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線で示すように改正する。

一 かりように以正りる。									
改正前	改正後								
(趣旨)	(趣旨)								
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22								
年法律第67号)第204条第2項及び第	年法律第67号)第204条第2項及び第								
3項の規定に基づき、市長、副市長 <u>、企業</u>	3項の規定に基づき、市長、副市長及び教								
<u>管理者</u> 及び教育長(以下「特別職員」とい	育長(以下「特別職員」という。)の退職								
う。) の退職手当に関して必要な事項を定	手当に関して必要な事項を定めるものとす								
めるものとする。	る。								
(退職手当の支給及び額)	(退職手当の支給及び額)								
第2条 略	第2条 略								
2 退職手当の額は、特別職員の退職又は任	2 退職手当の額は、特別職員の退職又は任								

期の満了(以下「退職等」という。)の日 におけるその者の給料月額に在職月数を乗 じて得た額に,次の各号に掲げる特別職員 の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める 率を乗じて得た額とする。

(1) • (2) 略

(3) 企業管理者 100分の28

(4)略

3 略

期の満了(以下「退職等」という。)の日 におけるその者の給料月額に在職月数を乗 じて得た額に,次の各号に掲げる特別職員 の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める 率を乗じて得た額とする。

(1) • (2) 略

(3)略

略

(呉市職員退職手当支給条例の一部改正)

12 呉市職員退職手当支給条例(昭和38年呉市条例第15号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

改正前

(定年前早期退職者に対する退職手当の基 本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項 の規定に該当する者(11年以上勤続し法 律の規定に基づく任期を終えて退職した者 を除く。) のうち、定年に達する日の属す る年度の前年度の末日までに退職したもの であつて、その年齢が退職の日において定 められているその者に係る定年から20年 を減じた年齢以上であるものに対する第4 条第1項,第5条第1項及び前条第1項の 規定の適用については、次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は, そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え るものとする。ただし、その退職後、引き 続き本市の副市長,企業管理者又は教育長 に就任する者にあつては, この限りでな 11

改正後

(定年前早期退職者に対する退職手当の基 本額に係る特例)

の規定に該当する者(11年以上勤続し法 律の規定に基づく任期を終えて退職した者 を除く。) のうち、定年に達する日の属す る年度の前年度の末日までに退職したもの であつて, その年齢が退職の日において定 められているその者に係る定年から20年 を減じた年齢以上であるものに対する第4 条第1項,第5条第1項及び前条第1項の 規定の適用については,次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は, そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え るものとする。ただし、その退職後、引き 続き本市の副市長又は教育長に就任する者 にあつては,この限りでない。

(呉市私債権の管理に関する条例の一部改正)

13 呉市私債権の管理に関する条例(平成25年呉市条例第11号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で

示すように改正する。 改正前 改正後 (定義) (定義) 第2条 略 第2条 略 2 略 2 略 3 この条例において、「市長等」とは、市 長及び公営企業管理者をいう。 (市長等の責務) (市長の責務)

|第4条 市長等は、法令及び条例等の規定に|第4条 市長(公営企業の管理者の権限を行 基づき、適正かつ効率的な私債権の管理を 行わなければならない。

(台帳の整備)

- 備しなければならない。
 - (1) ~ (4) 略

(督促, 強制執行等)

|第6条 市長等は、私債権について、法令の||第6条 市長は、私債権について、法令の定 定めるところにより、その督促、強制執行 に関し必要な措置をとらなければならな 関し必要な措置をとらなければならない。 V10

(徴収停止又は履行期限の延長)

|第7条 市長等は,私債権について,法令の|第7条 市長は,私債権について,法令の定 行期限の延長をすることができる。

(放棄)

- |第8条 市長等は,私債権について,次の各||第8条 市長は,私債権について,次の各号 号のいずれかに該当する場合においては, 当該私債権及びこれに係る損害賠償金その 該私債権及びこれに係る損害賠償金その他 他の徴収金を放棄することができる。
 - (1) ~ (4) 略

(報告)

|第9条 市長等は,前条の規定により私債権||第9条 市長は,前条の規定により私債権を を放棄したときは、これを議会に報告しな 放棄したときは、これを議会に報告しなけ ければならない。

(委任)

定めるところにより、その徴収停止又は履 めるところにより、その徴収停止又は履行 期限の延長をすることができる。 (放棄)

のいずれかに該当する場合においては,当

(徴収停止又は履行期限の延長)

の徴収金を放棄することができる。

(1) ~ (4) 略

(報告)

ればならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、こ 第10条 この条例に定めるもののほか、こ

う場合を含む。以下同じ。)は,法令及び 条例等の規定に基づき,適正かつ効率的な 私債権の管理を行わなければならない。

(台帳の整備)

- 第5条 市長等は、私債権を適正に管理する|第5条 市長は、私債権を適正に管理するた ため、次に掲げる事項を記載した台帳を整め、次に掲げる事項を記載した台帳を整備 しなければならない。
 - (1) ~ (4) 略

(督促, 強制執行等)

めるところにより、その督促、強制執行そ その他の当該私債権に係る保全及び取立て の他の当該私債権に係る保全及び取立てに が規則等で定める。

の条例の施行に関し必要な事項は、市長等 の条例の施行に関し必要な事項は、市長が 規則等で定める。

(呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

14 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年呉 市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に,下線で 示すように改正する。

改正前	改正後
(管理職手当)	(管理職手当)
第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位	第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位
にある職員の職について, その特殊性に基	にある職員の職について、その特殊性に基
づき <u>管理者</u> が指定するものについて支給す	づき管理者の権限を行う市長(以下「管理
る。	<u>者」という。)</u> が指定するものについて支
	給する。

(呉市水道事業給水条例の一部改正)

15 呉市水道事業給水条例(昭和35年呉市条例第10号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

改正前	改正後
(給水装置の定義)	(給水装置の定義)
第3条 この条例において「給水装置」と	第3条 この条例において「給水装置」と
は、需要者に水を供給するために <u>呉市上下</u>	は,需要者に水を供給するために <u>呉市水道</u>
水道事業管理者(以下「管理者」とい	事業の管理者の権限を行う呉市長(以下
う。)が施設した配水管から分岐して設け	「管理者」という。)が施設した配水管か
られた給水管及びこれに直結する給水用具	ら分岐して設けられた給水管及びこれに直
をいう。	結する給水用具をいう。

(呉市工業用水道事業給水条例の一部改正)

16 呉市工業用水道事業給水条例(昭和37年呉市条例第7号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で

_ 示すように改正する。	
改正前	改正後
(給水の対象)	(給水の対象)
第4条 工業用水の供給は、1給水先当たり	第4条 工業用水の供給は、1給水先当たり
の基本使用水量が、1日3、000立方メ	の基本使用水量が、1日3、000立方メ
ートル以上の者に対して行う。ただし、呉	ートル以上の者に対して行う。ただし,呉
市上下水道事業管理者(以下「管理者」と	市工業用水道事業の管理者の権限を行う呉
いう。)が承認した場合は、この限りでな	<u>市長</u> (以下「管理者」という。)が承認し

(呉市下水道条例の一部改正)

17 呉市下水道条例(昭和37年呉市条例第24号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

改正前

(設置義務者の代理人)

第2条の2 排水設備の設置義務者(公共下席2条の2 排水設備の設置義務者(公共下 水道にあつては法第10条第1項の規定に より、集落排水処理施設にあつては第19 条の規定により,排水設備を設置しなけれ ばならない者をいう。以下同じ。)に該当 する者が市内に居住しないときは,この条 例に定める一切の事項を処理させるため市 内に居住する代理人を選定し、上下水道事 業管理者(以下「管理者」という。)に届 け出なければならない。ただし, 呉市水道 事業給水条例(昭和35年呉市条例第10 号) 第20条の規定による代理人が兼任す るときは、この限りでない。

改正後

(設置義務者の代理人)

水道にあつては法第10条第1項の規定に より、集落排水処理施設にあつては第19 条の規定により、排水設備を設置しなけれ ばならない者をいう。以下同じ。) に該当 する者が市内に居住しないときは,この条 例に定める一切の事項を処理させるため市 内に居住する代理人を選定し, 下水道事業 の管理者の権限を行う市長(以下「管理 者」という。) に届け出なければならな い。ただし, 呉市水道事業給水条例(昭和 35年呉市条例第10号)第20条の規定 による代理人が兼任するときは,この限り でない。

略

(呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例の一部改正)

18 呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例(昭和49年 呉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

改正前

(総則)

第1条 上下水道事業管理者(以下「管理|第1条 下水道事業の管理者の権限を行う市| 者」という。)は、この条例の定めるとこ ろにより,公共下水道に係る下水道事業 (以下「事業」という。) に要する費用の 一部に充てるため、都市計画法(昭和43 年法律第100号)第75条の規定に基づ く受益者負担金(以下「負担金」とい う。)及び地方自治法(昭和22年法律第 67号)第224条の規定に基づく受益者

改正後

(総則)

長(以下「管理者」という。)は,この条 例の定めるところにより,公共下水道に係 る下水道事業(以下「事業」という。)に 要する費用の一部に充てるため、都市計画 法(昭和43年法律第100号)第75条 の規定に基づく受益者負担金(以下「負担」 金」という。)及び地方自治法(昭和22 年法律第67号)第224条の規定に基づ

分担金(以下「分担金」という。)を,集 く受益者分担金(以下「分担金」とい 落排水処理施設に係る下水道事業(以下 「集排事業」という。) に要する費用の一 部に充てるため,同条の規定に基づく受益 者分担金(以下「集排分担金」という。) をそれぞれ徴収するものとする。

う。)を,集落排水処理施設に係る下水道 事業(以下「集排事業」という。)に要す る費用の一部に充てるため、同条の規定に 基づく受益者分担金(以下「集排分担金」 という。)をそれぞれ徴収するものとす

(旧呉市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正)

19 呉市水洗便所改造資金貸付条例を廃止する条例(平成24年呉市条例第11 号)付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧呉市水洗便所 改造資金貸付条例(昭和44年呉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で 示すように改正する。

改正前	改正後
(貸付条件の変更)	(貸付条件の変更)
第8条 上下水道事業管理者(以下「管理	第8条 下水道事業の管理者の権限を行う市
者」という。)は、資金の貸付けを受けた	長(以下「管理者」という。)は,資金の
者が災害その他やむを得ない理由により資	貸付けを受けた者が災害その他やむを得な
金を償還することが著しく困難であると認	い理由により資金を償還することが著しく
めたときは、貸付条件を変更することがで	困難であると認めたときは、貸付条件を変
きる。	更することができる。

(経過措置)

20 この条例の施行の日前に本則並びに付則第2項から第6項まで、第8項及び 第13項から第19項までの規定による改正前の当該各条例の規定によってした 処分、手続その他の行為は、本則及びこれらの項の規定による改正後の当該各条 例の相当規定によってしたものとみなす。

(提案理由)

水道事業等及び下水道事業に管理者を置かず、市長が管理者の権限を行うための 所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。